**青森県立中央病院実習等取扱要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、青森県立中央病院（以下「病院」という。）　において医療に関する実習及び研修（以下「実習等」という。）　を行う実習生及び研修生（以下「実習生等」という。）の受入

れに必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「実習生」とは、医師、薬剤師、看護師、　臨床検査技師、診療放射線技師等医療従事者の養成を目的とする　学校又は養成所等（以下「養成所等」という。）に在学する学生　等で、病院において実習することを青森県立中央病院長（以下「病　院長」という。）が許可した者をいう。

２　この要綱において「研修生」とは、薬剤師、看護師、臨床検査　技師、診療放射線技師、救急救命士等の免許を有する者で、病院　において研修することを病院長が許可した者をいう。ただし、救　急救命士については、就業前及び再教育としての研修に限る。

（申請）

第３条　病院で実習等を受けようとするときは、養成所等及び雇用　機関の長は、申請書（第１号様式）に実習等をさせる者の名簿を　添え、病院長に申請するものとする。

２　個人で実習等の許可を受けようとする者は、申請書（第２号様　式）に、履歴書及び所属する機関の長の推薦書等を添え、病院長　に申請するものとする。

３　前２項の申請は、実習等開始予定日の１か月前までに行うもの　とする。

（許可）

第４条　病院長は、前条の申請があった場合において、その申請内　容が適当であり、かつ病院の診療業務に支障がないと認めたとき　は、期間を定めてその受入れを許可するものとする。

（受入期間）

第５条　実習生等の受入れ期間は、１年以内とする。ただし、年度　を越えて受入れすることはできない。

（受入期間の更新）

第６条　養成所等及び雇用機関が実習等受入期間の更新を希望する　場合は、実習等の期間満了日の１か月前までに実習(研修)期間更新　申請書（第３号様式）に期間更新理由書を添えて病院長に申請するものとする。

２　個人で実習等の許可を受けている者が実習等受入期間の更新を　希望する場合は、実習等の期間満了日の１か月前までに期間更新理由　書及び所属する機関の長の期間更新同意書を添えて病院長に申請　するものとする。

３　病院長は、前２項の申請があった場合において、病院の診療業　務に支障がないと認めたときは、期間を定めて受入期間の更新を許可するものとする。

（実習等指導者）

第７条　病院は、実習生等に対する指導助言を行わせるため、実習　等指導者を置く。

２　実習等指導者は、病院長が選任する。

（実習等の実施）

第８条　実習生等は、実習等指導者の指導の下に実習等を行うものとする。

（損害賠償等）

第９条　実習等において発生した事故等については、次により取り　扱うものとする。

　（１）実習生等の故意又は過失により医療過誤を生じせしめた場　　　　合又は施設、設備等を損傷させた場合は、法令の定めるとこ　　　　ろにより、実習生等が損害賠償等の責任を負うものとする。

　（２）実習生等の故意又は過失によらず病院の施設、設備等によ　　　　り、実習生等に事故等が生じた場合は、法令の定めるところ　　　　により、病院が損害賠償等の責任を負うものとする。

　（３）実習生等の故意又は過失により実習生に生じた事故等につ　　　　いては、病院は責任を負わないものとする。

（遵守事項等）

第１０条　実習生等は、病院における諸規則を遵守し、実習におい　て知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（許可の取消）

第１１条　実習生等が前条の規定に違反した場合又は実習生等とし　てふさわしくない行為を行った場合は、病院長は実習等の許可を　取り消すものとする。

（実習等を行う時間）

第１２条　実習等を行う時間は、原則として平日の８時１５分から　１７時００分までとする。

（実習料等）

第１３条　実習等に要する実習料及び研修料並びにその納付方法等　については、病院長が別に定める。

（事務）

第１４条　実習生等の受入れに関する事務は、病院局運営部総務課　において処理する。

（委任）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、実習生等の受入れに関して必要な事項は、病院長が定める。

　附　則　この要綱は、平成２年４月１日から施行する。

　附　則　この要綱は、平成５年１１月１日から施行する。

　附　則　この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

 附　則　この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

　附　則　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

　附　則　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

**細　　　　　　　則**

　青森県立中央病院実習等取扱要綱（以下「要綱」という。）第

１３条に基づく実習料等は、次によるものとする。

（実習料及び研修料）

第１

１人　日額　１，５００円（税込）

　ただし、養成所等で定められた実習料及び研修料の額があり、上記金額を上回っている場合においては、養成所等及び雇用機関において定められた実習料及び研修料の額の納入を受けることができるものとする。

　なお、要綱第１２条で定める実習等を行う時間以外に実習等を行う必要がある場合は、７時間４５分をもって１日と換算する。

（算出方法）

第２

　上記の金額に、１実習等の期間における延べ実習生等人数を乗じて算出する。

（納付方法）

第３

　銀行振込とする。

　附　則　　　この細則は、平成１１年４月１日から施行する。

　附　則　　　この細則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則　 この細則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則　 この細則は、令和２年４月１日から施行する。

第１号様式

　　年　　月　　日

　青森県立中央病院長　殿

 所属機関名

 住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　 代表者氏名 印

実習(研修)許可申請書

　下記により、貴病院での実習(研修)を許可してくださるようお願いします。

　なお、受入れを許可された場合は、貴病院の実習等取扱要綱その他諸規則を遵守し、実習(研修)指導者の指示に従うことを誓約します。

記

１　実習(研修)生氏名

２　実習(研修)事項

３　実習(研修)目的

４　実習(研修)診療科等

５　実習(研修)期間　　　　　年　月　日　～　　　年　月　日

第２号様式

　　年　　月　　日

　青森県立中央病院長　殿

 申 請 者

 住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 印

実習(研修)許可申請書

　下記により、貴病院で実習(研修)を受けたいので、受入れを許可してくださるよう関係書類を添えてお願いします。

　なお、受入れを許可された場合は、貴病院の実習等取扱要綱その他諸規則を遵守し、実習(研修)指導者の指示に従うことを誓約します。

記

１　実習(研修)事項

２　実習(研修)目的

３　実習(研修)診療科等

４　実習(研修)期間　　　　　年　月　日　～　　　　年　月　日

第３号様式

　　年　　月　　日

　青森県立中央病院長　殿

 申 請 者

 住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 印

実習(研修)期間更新申請書

　下記により、貴病院での実習(研修)期間を更新したいので、許可してくださるようお願いします。

　なお、実習(研修)更新期間の更新を許可された場合は、貴病院の実習等取扱要綱その他諸規則を遵守し、実習(研修)指導者の指示に従うことを誓約します。

記

１　実習(研修)生氏名

２　実習(研修)事項

３　実習(研修)更新期間

　　　　　　年　月　日　～　　　　年　月　日

　　　（更新前：　　　年　月　日　～　　　　年　月　日）

４　更新理由